資料１２

**府市共同設置組織の議会出席について（府幹事団体）**

**【IR推進局、大阪都市計画局】**

**◇府・市の議会日程が重なった場合の対応**

●局長は、次の順で出席することとし、各会議等への対応については、これまでの例のとおりとする。

**①府議会本会議、②市会本会議、③府議会委員会、④市会委員会**

≪各会議等への対応の具体例≫　※局長、理事（府、市）の場合

**【 本 会 議 】**

(1) **府議会 本会議 と 市会 本会議 が重なった場合**

○局長は、府議会本会議に出席（市会本会議は欠席扱い）

　　・市会本会議において、答弁が必要な場合は、理事（市）が行う。

(2) **府議会 本会議 と 市会 委員会 が重なった場合**

○局長は、府議会本会議に出席

・市会委員会は、理事（市）以下の職員で対応

**【 委 員 会 】**

(1) **府議会 委員会 と 市会 本会議が重なった場合**

○局長は、市会本会議に出席

○府議会委員会は、理事（府）以下の職員で対応

(2) **府議会 委員会 と 市会 委員会が重なった場合**

○局長は、府議会委員会に出席

・市会委員会は、理事（市）以下の職員で対応

**府市共同設置組織の議会出席について（市幹事団体）**

**【副首都推進局、万博推進局、大阪港湾局】**

**◇府・市の議会日程が重なった場合の対応**

●局長は、次の順で出席することとし、各会議等への対応については、これまでの例のとおりとする。

**①市会本会議、②府議会本会議、③市会委員会、④府議会委員会**

≪各会議等への対応の具体例≫　※局長、理事（府、市）の場合

**【 本 会 議 】**

(1) **府議会 本会議 と 市会 本会議 が重なった場合**

○局長は、市会本会議に出席（府議会本会議は欠席扱い）

○府議会本会議において、答弁が必要な場合は、理事（府）が行う。

(2) **府議会 本会議 と 市会 委員会 が重なった場合**

○局長は、府議会本会議に出席

・市会委員会は、理事（市）以下の職員で対応

**【 委 員 会 】**

(1) **府議会 委員会 と 市会 本会議が重なった場合**

○局長は、市会本会議に出席

○府議会委員会は、理事（府）以下の職員で対応

(2) **府議会 委員会 と 市会 委員会が重なった場合**

○局長は、市会委員会に出席

○府議会委員会は、理事（府）以下の職員で対応